

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻になりましたけれども、11番の栗野議員が少々遅れておりますけれども、ただ今から、平成25年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を開会し、ただちに会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10時00分)</p>
議 長	<p>なお、本日の出席議員は、16人で会議は成立いたしております。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元に印刷配布のとおりであります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、7番 浅尾静二議員、8番 森山金光議員を指名します。</p>
日程第2	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日、2月22日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>田頭組合長</p>
組 合 長	<p>おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本日、ここに平成25年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、多数ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、同意1件、議案3件についてご審議をお願いする次第であります。</p> <p>それでは、ただ今からご提案申し上げます議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同意第1号は、監査委員の選任につき同意を求めることについて、でございます。</p> <p>本組合の監査委員竹中三郎氏が、平成25年2月23日をもって任期満了となることに伴い、新たに原口博美氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>議案第1号は、平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、でございます。</p> <p>平成24年第2回定例会においてご承認いただきました、平成23年度一般会計決算で生じた繰越金に係わる補正であります。</p> <p>歳入歳出それぞれ63,647千円を補正するものであります。</p> <p>議案第2号は、平成25年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について、でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,862,861千円で、前年度と比較しまして約0.6%、10,878千円の増額で予算編成をいたしております。</p> <p>それでは、歳入歳出予算の概要について、ご説明をいたします。</p> <p>歳出につきましては、総額が93,976千円で31,042千円の減額、施設運営費が1,126,587千円で34,919千円の増額、公債費が631,349</p>

	<p>千円で7, 263千円の増額で計上いたしております。</p> <p>歳入につきましては、構成市町村からの負担金が1, 708, 992千円で1, 258千円の増額、使用料及び手数料が18, 000千円で720千円の増額、財産収入が24, 760千円で前年度と同額、繰越金が110, 000千円で10, 000千円の増額で計上いたしております。</p> <p>議案第3号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、であります。</p> <p>これにつきましては、国からの権限移譲により関係法律の改正がなされたことに伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるため、本組合の関係条例を改正するものであります。</p> <p>本施設も稼働から早10年になりますが、適切に維持補修を行いながら、安全・安心な運転管理を続けてまいりたいと存じますので、今後ともご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上、提案理由についてご説明申し上げましたが、いずれも本組合の運営上重要な案件でありますので、慎重にご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 同意第1号 「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」</p> <p>甘木・朝倉・三井環境施設組合監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第292条を準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>住 所 朝倉郡筑前町上高場1535番地1</p> <p>氏 名 原口博美</p> <p>生年月日 昭和25年8月27日 現在62歳でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、現監査委員の竹中三郎氏が、本年2月23日をもって任期満了となることに伴い、新たに原口博美氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>原口氏の経歴につきましては、本日、別紙略歴書を配布いたしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。</p> <p>昭和46年4月、三輪町役場に入所、平成17年3月に筑前町役場を退所されております。地域での公務においては、保護司や民生委員を歴任されておられるものでございますけれども、組合規約に基づき、人格が高潔で識見を有する者ということで選出をさせていただいております。</p> <p>なお、略歴書のほうは、個人情報保護の関係もございまして、閉会后回収させていただきますので、そのまま机の上に置いていただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第1号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の2ページをお願いいたします。 議案第1号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」 平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。 本日提出、組合長名でございます。 それでは、別冊の平成24年度一般会計補正予算(第1号)のほうをご覧いただきたいと思っております。 1ページをお願いいたします。 平成24年度一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,915,630千円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 歳入でございますけれども、今回の補正につきましては、繰越金のみ関係でございます。 繰越金につきましては、昨年8月の定例会において決算の承認をいただき、確定いたしましたしておりましたけれども、緊急な修理等を考慮し補正財源として残しておりました。 今回、補正予算を伴うような修理等が発生いたしておりませんので、繰越金を63,647千円増額補正し、3ページの歳出、5款予備費に同額を増額補正するものでございます。 この繰越金に関連して基金を含む全体的な財政計画の関係につきましては、後ほどの平成25年度予算の中で改めてご説明を申し上げたいと思っております。 以上で補正予算の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第1号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第1号「平成24年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議長	日程第6 議案第2号「平成25年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	議案書3ページをお願いいたします。 議案第2号「平成25年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」平成25年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。本日提出、組合長名でございます。 それでは、別冊の平成25年度一般会計予算をご覧いただきたいと思います。 予算書の1ページをお願いいたします。 平成25年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,862,861千円と定める。 第2条で、一時借入の最高額は10億円と定めるものでございます。 平成25年度の予算編成の基本方針といたしましては、構成市町村の厳しい財政状況を十分踏まえ、アベノミクスのような大判振る舞いの予算ではなく、十分なる精査を重ね、極力歳出において削減できるところは削減いたし、歳入においては、構成市町村からの負担金を極力抑えて他の財源で確保する考えに留意して編成を行ったところでございます。 それでは、具体的にご説明を申し上げたいと思います。 4ページをお願いいたします。 事項別明細書でございます。 平成25年度の予算総額は、前年度と比較して10,878千円増の1,862,861千円で、約0.6%増額の予算編成を行っております。 主たる増減箇所を中心に、まず歳出のほうからご説明を申し上げます。 8ページをお願いいたします。 1款1項1目議会費が949千円で、前年度比262千円の減額でございます。 主なものといたしましては、1節報酬が415千円で議員さん16名分でございます。 9節旅費が390千円でございますけれども、25年度は視察研修を予定いたしておるところでございます。環境保全委員会の視察研修も予定しており、できれば市町村長や監査委員も含め全体で開催できればと考えております。

前回8月の定例会時に、7番議員の浅尾静二議員からも施設研修に関しては、明確な目的を持って行うべきではないかというご指摘もございましたので、十分考慮を行ったところでございます。

視察先といたしましては、1つは、本施設と同等のごみ処理施設、もう1つは、本施設から発生する資源化物の処理施設を予定いたしております。

視察の目的としては、同等施設の視察においては、本施設も10年経過し経年劣化が進んでいるため、長寿命化も視野に入れた中で実際負担の軽減、安全性及び信頼性の向上、住民の施設に対する信頼感の確保等に関して、本組合の実施事業と同等施設の事業内容を参考として、今後の組合運営に寄与することを目的にしております。

また、資源化物の処理施設の視察においては、適正な処理の確認、分別、減量化の重要性の理解を深めることを目的にしております。

それから、それぞれの役職の方々がなかなか意見交換を行う機会がございませんので、研修を通して意見交換を図り、組合運営に反映できればということで考えておりますので、何卒ご理解をいただければというふうに存じます。

次に、2款総務費、1項1目の一般管理費は93,729千円で、前年度比31,049千円の減額でございます。

減額の主な要因は、リサイクルプラザ等の業務委託によるものと正職員2名の退職によるものでございます。

このリサイクルプラザ等の業務委託に関しましては、後ほどのリサイクルプラザの項目で改めてご説明を申し上げたいと思います。

次に、1節報酬は17,741千円で、3,241千円の減額、局長ほか嘱託6名分の報酬で、業務委託の関係で8名から2名減の6名になります。

次の2節給料から9ページの4節共済費までは職員6名分の人件費で、正職員2名の退職により8名から6名になります。それに伴い2節給料から4節共済費までで約19,300千円の減額となっております。

8節報償費で新たに50千円計上いたしておりますが、これにつきましては、組合で独自に人権学習に取り組むために伴う講師謝金分で、研修を年2回ほど開催する計画をいたしております。

11節需用費が2,463千円で、主に印刷製本費と修繕費を抑え1,428千円の減額といたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

13節委託料が3,017千円で、ほぼ同額ですけれども、25年度は新たにホームページを開設し、その運営管理の委託料が加わっております。

19節の負担金補助及び交付金が8,323千円で、1,738千円の減額でございます。

主な減額は派遣職員負担金の減で、筑前町からの派遣職員が課長級から係長級になったためによる減額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

2目財政調整基金費が160千円で、これは、基金の利息分になります。現在基金は約303,000千円ございますが、約3億円を短期国債で、残りの3,000千円を定期預金で運用を行っております。常に金利の動向を見ながら、効率的な運用に心がけているところでございます。

基金の関係につきましては、前回8月の定例会時に、3番議員の田中哲也議員のほうから質問がございましたので、改めて財政調整基金に関連し財政計画の関係をご説明申し上げたいと思います。

現在、施設稼働から10年経過しておりますが、ごみ処理施設における大規模改修

が平均的に15年経過ごろからなされており、本施設においても15年経過ごろに大規模改修を予定しているところでございます。

それに向け13年経過ごろから財政計画を立て、大規模改修については試算の結果、約20億円ほど経費を要するわけでございますが、補助金や起債等を十分活用しながら、市町村の負担金においては極力影響がないようにと考えております。

また、市町村の負担金においては、現状の水準を維持できる限り維持することを基本とし、当分の間は各市町村の負担金が総額で約1千万以上増加する場合に基金を取り崩し、負担金に充てるところで考えております。

本組合における予算額に対する財政調整基金の割合は、現在16.3%ですが、構成市町村5団体の割合の平均が約19.7%で、ほぼ同様な割合で、現在の基金の規模は妥当な水準ではないかというふうに考えております。

次に、同じく11ページの3款1項1目ごみ処理運営費が998,945千円で、13,288千円の減額でございます。

主な減額の要因としましては、13節委託料、16節原材料費、19節負担金補助及び交付金の減額によるものでございます。

11節需用費が500,666千円で、約55,000千円の増で、主な増額要因は修繕費の増になります。

施設電気料は1,565千円の減額で、所内発電による電気の自給率を上げ、買う方の電気料を極力減らすような運転を行い、削減に努めております。

水道料が1,759千円の減で、24年度は筑前町への加入金がありましたけれども、その分がないためによる減額となっております。

修繕費の約55,000千円の増につきましては、新たに飛灰の発生を抑制する改良工事を計画いたしており、その分の経費が約90,000千円でございますけれども、通常の定期補修分については約30,000千円減額しており、その差額分が増額となります。

この飛灰発生を抑制する工事につきましては、現在飛灰を溶融炉の上部から返送しておりますけれども、それが原因で飛灰の発生量が多く処理費がかさむこと、また、飛灰の量が多いため、機器の損傷を早め修繕費がかさんでいる状況でございます。

同等の処理施設においても同様の状況にあったところでございますけれども、この状況を軽減するため、飛灰を溶融炉の下部へ直接返送する改良工事を行ったところ、年間約30,000千円削減できた実績がございます。

改良工事費に約90,000千円かかるものの、約3年で元が取れ、それ以後については大幅な削減となるため、長期的な観点から今回この工事を行わせていただきたいと考えております。

なお、この工事に約90,000千円は要するものの、他の歳出を大幅に削減しているため、負担金ベースではほぼ同額となっているところでございます。

また、定期的な点検整備については長期計画を立て、毎年約3億円程度で平準化を行い、年度間で負担に大きな変動がないように心がけております。

次に、13節委託料が273,079千円で、約12,500千円の減額でございますが、主に運転管理業務委託料、飛灰運搬処理委託料等の減額によるものでございます。運転管理業務が3,213千円の減、飛灰運搬処理費が5,460千円の減といたしております。

委託料中の検査測定につきましては、地元行政区との協定に基づくもので、毎年点検が必要なもの、数年ごとに点検が必要なものがありますので、このような定期点検を確実にい安全、安心な運営を行っていきたいと考えております。

委託料中の最後にありますごみ処理施設点検整備内容工事の精査業務委託料につ

いては、工事費が適正であるか第三者機関に精査をしていただき、経費の節減に努めていきたいと考えております。

次に、12ページの16節原材料費が210,353千円で、約50,840千円の減額でございますが、効率的な運転に努めることで、主にコークス、灯油の使用を削減させることで減額をしております。

削減に努力をいたしているところではございますが、灯油等については円安の影響で価格が右肩上がりに上昇しているところでもあります。価格変動による影響をある程度は見越したところで予算組みを行っているところではございますが、極端な価格上昇で厳しい状況の場合は、予備費のほうから対応させていただきたいというふうを考えております。

溶融炉関係については、酸素棒等の資材でございます。

予備品については、納品に日数がかかるコンベアの減速機や、測定装置の部品等を予備品として準備し、突発的な故障等に対応したいと考えております。

次に、13ページをお願いいたします。

排ガス関係の主なものは、活性炭、消石灰等でボイラー関係、排水処理関係は水処理に使用する薬剤等でございます。

同じく13ページで、22節補償補填及び賠償金が14,500千円で、6,500千円の増額ですけれども、弥永区の補償費が約定に基づき5年分一括前払いで、25年度が支払い年度のため、その分が増額となっております。

次に、同じく13ページの3款1項2目リサイクルプラザ運営費が116,675千円で、50,541千円の増額でございますが、主な増額の要因はリサイクルプラザ等の民間委託が主に、新たに発生したためによる増額でございます。

11節需用費は33,242千円で、修繕費と燃料費を抑え約3,600千円の減額といたしております。

リサイクルプラザの修繕費においてもごみ処理施設同様に、適正な時期に設備の保守点検、整備及び更新が必要であり、25年度は破碎機等の点検整備、主要部品交換、各コンベア等の点検補修を計画いたしております。

消耗品については、選別作業や梱包作業に要するもの等でございます。

13節委託料が65,570千円で、そのうち運転管理業務委託料の49,980千円がリサイクルプラザ等の組合直営から民間へ業務委託する分になります。

この業務委託の関係については、本年度でリサイクルプラザの正職員2名が退職するため、平成25年度からの体制について、組合で新たに人員補充するか、民間委託した方がよいかで検討を行いました。

リサイクルプラザに正職員が1名残りますが、こちらを洗浄棟のほうへ配置換えを行い、その分洗浄棟のシルバー人材を2名削減いたします。

また、検討する中で、ごみの個人受付とプラットホームを合わせて委託をすれば、より以上に経費削減と業務の効率化が図れることから、3つの業務を組合直営と民間委託での経費比較を行った結果では、直接的な業務委託に係わる分では組合直営の場合、年間約54,200千円、民間委託の場合、年間約49,800千円で、年間約4,400千円削減することができます。

配置換えの関係での洗浄棟までを含めた全体経費での比較では、残る1名の正職員が退職する平成28年度までの間は年間約1,400千円の増となり、また、公務員制度での定年延長に関係して再任用がなされた場合には2年延長となりますが、この後においては大幅な削減となるため、このまま組合での直営を維持し、今後長期にわたり経費がかかるよりは、今回民間委託へ切り替えた方が長期的な観点から見て十分得策であると考えているところでございます。

なお、洗浄棟におきましても、残る1名の職員退職後は民間への業務委託を予定いたしているところでございます。

14ページをお願いいたします。

16節原材料費が17,493千円ですけれども、粗大ゴミ等を破碎する回転破碎機の主軸を予備品として、故障した場合が製作に1カ月ほどかかるため、運転に支障を来さぬよう前もって確保しておくために購入をいたしております。

同じく14ページの3目リサイクル工房運営費が5,863千円ですが、前年度とほぼ同額で計上いたしております。

次に、15ページをお願いいたします。

4目のカゴ・コンテナ洗浄施設運営費が5,104千円で2,263千円の減額としております。

主に13節委託料のシルバー人材作業委託料の減額で、リサイクルプラザ業務委託に伴いプラザに1名残る正職員を配置換えするため、シルバー人材を4名から2名にするためによるものでございます。

次に、4款1項1目公債費の元金が600,889千円で、14,522千円の増額で、これは、25年度から法面の災害復旧工事費の元金償還が始まるためによるものでございます。

16ページの4款1項1目公債費の利子が30,460千円で、7,259千円の減額ですが、元利均等払いによる利子分の減額でございます。

5款予備費につきましては、前年度と同額10,000千円を計上いたしております。

以上で、主たる歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

1款1項1目分担金及び負担金が1,708,992千円で1,258千円の増額でございます。歳入総額の約91.7%を占めております。

構成市町村ごとの負担金は、右の説明欄のとおりでございます。

派遣職員の人件費分は、筑前町からのみということで、それを除く構成市町村からの負担金では、前年度比約500千円の増額となっているところでございます。

2款1項1目使用料及び手数料が18,000千円で、720千円の増額としており、これは、個人搬入の手数料になりますが、個人搬入の増加に伴う増額でございます。

3款財産収入ですが、1項1目利子及び配当金につきましては、前年度と同額で見込んでおります。

2項1目物品売払い収入は、鉄、アルミ等の資源化物の売払い収入ですが、前年度の決算見込みにより計上いたしております。

次に7ページで、5款繰越金は110,000千円で、前年度より10,000千円増で計上いたしておりますが、24年度の決算見込みにより計上いたしております。

次に、7款諸収入で1項1目預金利子は普通預金の利子で、同額で計上いたしております。

2項1目雑入は1,107千円で、1,100千円の減額でございますが、減額の主な要因は売電料金の減によるもので、要因としては、1点目は、電気料金の単価が、買うほうの電力のほうが売るほうの電力よりも約3倍近く高いため、発電した電力は所内での自給率を上げ、買う電力量を極力削減させていること。

2点目は、昼間の電力よりも夜間電力のほうが2倍近く安いいため、夜間に作業でき

	<p>ることは昼間から夜間に移行させており、発電を夜間に行っているため、結果的に売る電力量が減少しているためによるものでございます。微々たるものではございますけれども、削減できるところは削減できるよう工夫を行い、努力を行っているところでございます。</p> <p>22年度から23年度の比較では買った電力料金が約3,500千円の減で、売った電力料金が1,000千円の減で、売るほうの電気を増やすよりも買う電気を減らしたほうがメリットが大きいため、今後もこの運転方法を継続していくようにしております。</p> <p>以上で、歳入の説明を終わります。</p> <p>なお、17ページから21ページの間に給与費等の明細書を付けておりますが、特別職の報酬については、議員、監査委員、嘱託職員25名分でございます。一般職については、職員6名分の給料、職員手当、共済費でございます。給与については、筑前町の給与条例に準じて支給を行っているところでございます。</p> <p>最後に22ページをお願いいたします。</p> <p>地方債の現在高に関する調書でございます。</p> <p>(1)の衛生債は、当施設の建設に伴う分でございます。</p> <p>(2)の災害復旧債は、法面災害復旧工事に伴う分になります。</p> <p>25年度中の元金償還見込額が合計で600,889千円、25年度中の現在高見込額が合計で2,136,146千円でございます。</p> <p>最終償還年度が、(1)の衛生債が平成29年度、(2)の災害復旧債が平成33年度でございます。</p> <p>以上で、平成25年度の一般会計予算の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>14番 長野正明議員</p>
14番	<p>今、予算の説明がありましたけれども、非常に努力をされているということはよく分かりました。</p> <p>ところで先日、私、議会選出の監査委員になっておりまして、監査をした際ですね、中間監査を行ったわけですが、ここで組合議員の報酬等は予算の範囲で上がっておりますけれども、組合長並びに副組合長は無給であると、一切報酬はないと、そういう話を聞きまして、それはここができた当初からの何かそういう約束事があるのかですね、また、本来こういう施設の責任者としてですね、無給ということはちょっとおかしいのではないかと感じまして、ちょっとその、なぜ無給なのか、それでの、それは本来なら私は多少でもあっていいんじゃないかと思っておりますけれども、その件について、ご回答をお願いしたいと思います。</p>
議長	事務局長
事務局長	<p>その点につきましては、私もここに来て初めて条例を見て、無給になっておったわけですね。それで、非常に公選法に該当しないのかというふうなこともいろいろ調べました。</p> <p>条例で定めておればですね、条例どおりというふうなことで、ボランティアで私はやっていますよと言われても公選法には該当しないというふうなことになっておりますけれども、実際から言ってですね、ほんと無報酬ということは、ちょっといかがなものかなというふうな、私も他の団体、いろんなところを調べたんですが、無報酬というところは1つもありません。</p> <p>だからできれば本年度検討させていただいて、来年度からでもですね、その点はご</p>

	提案できればというふうに思っておるところでございます。以上です。
議 長	14番 長野正明議員
14番	<p>一組合関係です、いろいろ言われましたように、無給というのは、私が知っている限りではございません。</p> <p>それで、29年度、公債費の償還が終わった時点で見直すというお話もありますけれども、こういったことはですね、そういったことを待たずに、やはり適正な形には正すべきだと思いますので、ぜひ検討されてですね、条例の中でも謳ってあるということでございますので、改正も含めてご検討願いたいと思います。</p>
議 長	10番 矢野勉議員
10番	<p>歳出のほうで言われたんですが、5年後大規模改修をすると。3年後ぐらいから始めなきゃいけないということで、総額20億ぐらいかかるだろうと。</p> <p>補助金と起債で対応しようという話ですけど、実際一般財源としては、特定財源ですけど、基金の取り崩しも当然3億ありますので、そういう等を負担金が上がらないようにされるということで、たいへん計画的にいいんじゃないかと思っておりますけれども。</p> <p>実際、ほとんど補助金と起債で対応するということになるのか、若干3億あるから、その部分で負担金増にならないように、それに対応されるということになると思いますけど、その辺のところは今のところまだはっきりしてないとは思いますが、どのように考えてあるのか、お伺いします。</p>
議 長	事務局長
事務局長	<p>その点につきましては、先ほど設立後、13年後、15年で一応大規模改修というふうなことで、13年後から財政計画を一応立てたいというふうに思っております。</p> <p>その中でも20億程度かかりますので、今のところ、今調査しているわけですが、起債で何とかできるだろうというふうな内容でございました。</p> <p>そういうことで、起債でできればですね、新たに負担をかけるということは、状況によりましては、ないのかなと。</p> <p>だから3億円の今基金があるわけですが、この点につきましては13年後の計画を立てるまでの間、各市町村の負担金が増えた場合にはその財源として充てていきたいと。</p> <p>その後については、13年後の計画が立てばですね、起債の充当も一応視野に入れていきたいというふうには思っておるところでございます。以上です。</p>
議 長	10番 矢野勉議員
10番	<p>財政計画を作っていただいて、今回の予算は先ほど言われましたように、たいへん改革をされて、いい方向で進んでいるんじゃないかなと思います。</p> <p>ただ、私は以前から言っておりました、6ページの手数料の関係なんですけど、手数料の問題はですね、以前から言っておるように、筑紫野の料金改正があって、今までうちと同じように50円と150円という、50円を150円に統一したと、事業系と一般をすべて統一して150円にしたということは以前からされておって、それをここでもしたらいいんじゃないかという話をさせていただきまして、いろいろ検討しようという話だったので、その経緯ですね、どういうふうにされたのか、聞きたいんですけども。</p>
議 長	事務局長
事務局長	その点につきましては、実際言って、今までの課長会等におきまして、昨年、23年度ですね、十分に検討されたというふうなことでございます。

	<p>そういう中ですね、住民の同意が得られないという意見の市町村だったと。それから、料金改定をしたばかりであってですね、再度またするという事はなかなか難しいというふうなことで、23年度見送られておりました。24年度はそういう経緯もございまして、一応協議の場には上げておりません。</p> <p>今年度ですね、実際この件につきましては、再度議題に上げて検討したいというふうに思っておるところです。</p>
議長	10番 矢野勉議員
10番	<p>今年度の予算で72万増額されてありますけど、これは量が増えたということ、ごみの量が増えておるとい状況でございます。</p> <p>先ほど財政計画しなきゃいかんという、そういう財政的な状況もあって、できるだけ十分検討されてですね、住民の理解を得るように、当然その各市町村それぞれ努力していただかないかんし、組合も当然やらなければならないと思いますけれども。本来の姿に戻すべきじゃないかというふうに思っています。</p> <p>やはり処理できるものについてはですね、やはり各市町村でゴミを搬入されているわけですね。ここにわざわざ持って来なくていいやつも持って来るとい部分もあるんですね。</p> <p>それともう1つは、当然いろいろ各家庭で出るものは、大きいものがありますので、そういうものは持って来られるんでしょうけど、もう毎月持って来られている方も当然おられるわけですね。どういう形で持って来られているのか。</p> <p>それと事業系が相当入ってきておりますけれども、一般で出ているという部分が相当あると思うんですよ。そういうものも含めて十分調査をされて、その辺のバランスの関係もあってですね、料金を150円に統一してしまえば、全然そういう争いごともないわけです。そういうことも含めて十分検討をお願いしたいと。</p>
議長	事務局長
事務局長	<p>事業系と個人の区別がなかなか難しいというのは実情でございます。それで、受付の部分でトラブルったりですね、そういうのもございます。</p> <p>本当に個人が何でこんなにですね、毎週、毎月、何t、何10tというふうな搬入がされるのか、非常に疑問を抱く部分もございます。</p> <p>これは各自治体の皆様に、そういう人が個人の料金で入ってきた場合ですね、住民が負担するわけです。みんなで負担していただくわけですから、各自治体にもですね、うちのほうから調査をお願いしますと、この人はちょっとおかしいですよというふうなことで、各自治体にそういう名簿を渡しています。</p> <p>そこで調査をしていただいて、そこで間違いはないかどうかですね、これは自治体の責任ですよ。自治体の住民が負担をするわけですから、きちっと調査をしてくれと、うちのほうでは調査権はございませんのでですね、各自治体でやってくださいというふうなことで、その辺はうちのほうから指導はしておるような状況でございます。</p> <p>だから、そういうほんととトラブルって、料金が統一すればですね、なんらそういうことはないわけです。</p> <p>ぜひ、私もそういう統一できたらいいなと思いますけど、各自治体の思いがございまして、そういう実態は知っていただきたいというふうに思うわけです。以上です。</p>
議長	他にございませんか。
	3番 田中哲也議員
3番	<p>何点かお尋ねします。</p> <p>まず初めに、さっき監査委員の方が言われましたように、組合長、副組合長の報酬というですかね、あれはやっぱり責任上の問題もあると思いますから、条例でも早く改正してですね、これはやっぱり何らかの手立てはするべきと私は思います。それを</p>

	<p>初めに申し上げたいと思います。</p> <p>何点かあります。まずは13ページの負担金のところですね、前年度は栗田地区の分が入っておったんですけど、今回は落ちておるようなんですけど、これはどういうことなのか。聞き間違ったかもしれませんけど、それが1件。</p> <p>それと3款2目のリサイクルプラザの運営費ですね、前年はシルバー人材センターですかね、作業の委託がされておったのが、今回は入っていないようですが、どういう意味があったのか。</p>
議長	施設課長
施設課長	<p>3番田中議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、最初の13ページの19節負担金補助及び交付金で、昨年度は栗田区のほうの起債の分があったということでございますけれども、これにつきましては、起債の負担金の償還が平成24年度で終了いたしております。その関係で25年度については予算上は上がってきておりません。</p> <p>それと2点目のリサイクルプラザの運営費の中の13節委託料で、シルバー人材の委託料がないということでございますけれども、その分につきましては、組合から民間へ業務委託する関係で、その業務委託の関係の中にシルバー委託の分も含まれております。それで、この中にはシルバー委託ということでは上がってきておりません。以上です。</p>
議長	3番 田中哲也議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>ただですね、シルバーに、これは、高齢者の仕事にやりがいというかですね、生活の。そういうふうで、民間委託と、このシルバーにすることの意味というのは、シルバーに委託した方がやっぱりいいとじゃないか。仕事の、何ですか、生活の生きがいというですかね、そういう意味ではわざわざ民間に委託するよりも私はいいんじゃないかと思いますが、その辺はどういうことでそこを変えたんですか。</p>
議長	施設課長
施設課長	全部民間委託ということじゃなくて、シルバーに今まで委託していた分については、業務委託の中のシルバーに委託する形になります。民間の業者のほうで。
3番	業者がシルバーに委託するんですか。
施設課長	<p>そうです。</p> <p>ですから、シルバーを切ってしまうということではございません。民間委託の中にシルバー委託の分も含まれているということです。</p>
議長	3番 田中哲也議員
3番	そしたら業者がですね、シルバーにやるとの、そのマージンを取るわけじゃないでしょうけど、そういうのは何と言いますか、直接シルバーのほうがいいとじゃないですか。経費はそのほうが安くつくんですか。
議長	事務局長
事務局長	<p>この点についてはですね、業者のほうに強くですね、その分でマージンを取らないようにというふうなことは条件として入れております。</p> <p>そしてシルバーのですね、そういう仕事もきちっと確保してくれというふうなことでですね、それはもう条件として入れておりますので、今までのシルバー分の作業におきましては、今までどおり行われるというふうになります。</p>
議長	3番 田中哲也議員
10番	<p>分かりました。</p> <p>ただ、今、東北地方ですね、原発の処理をしよりますよね。業者が委託を受けて</p>

	<p>ですね、かなりマージンを、その何と言いますか、天引きという、ああいうのがありますからね、できれば私はやっぱりシルバーに頼まれるのは直接、これはシルバーに頼んでですね、それ以外のことは業者に頼むとか、やっぱりそういう方向を今後は考えてもらいたいと思います。</p> <p>それは、それでいいです。</p> <p>それとですね、これはお願いですが、前年度の予算と比較しよりましたらですね、順序がだいぶ違うですね、こう見て、説明の中が。なかなか比較しにくい。</p> <p>それがあるからですね、できれば次回からは、この内容は順序が違うとですよ。違うと言ったらおかしいけどですね。</p> <p>だから、あなたたちはよく分かると思うけど、素人は比較していくとなかなか見にくいとがあります。</p> <p>だから、それはお願いですけど、前年の項目に沿った仕方での項目を変えていただくようにするとありがたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	15番 山内剛議員
15番	<p>私は2点ほどですね。</p> <p>まず、1点なんですけど、5ページにほとんどの収入の母体であります市町村の負担金ですね、これはもちろん平等割とか量割とかいろいろありましようけど、これは今からこのままずっと行くのか、それともローテーションがあつて見直すのか、その点を教えていただきたいと思います。</p> <p>それともう1点は支出なんですけれども、本年も4億2千万ぐらい上がっておるわけなんです。もちろん修繕もそうですけど、新規に施設を購入するときもそうなんですけど、皆さんもご承知のとおりエレベーターの件がありましたけれども、エレベーターにしる他の機器にしるですね、これは昔からあるようなことで、たまたま紛失したというようなことでございましてね、こういういわゆる私がお聞きしたいのは、修繕にしる新規に施設を購入する場合のですね、ここに上げて来るまでの過程、要するにどういふふうな見積りを取られたりいろいろありましようけど、そこら辺をですね、細かいところまではよろしいですから、基本的な流れをちょっと教えていただきたい。この2点、お願いします。</p>
議長	事務局長
事務局長	<p>まず、歳入の負担金の関係ですが、この計算方法についてはですね、もう以前と変わらないようにですね、このまま継続されるというふうに思っております。</p> <p>先ほど申しましたように、13年後に財政計画を立てますので、大体ほぼこれくらいの負担でいけるんじゃないかと。</p> <p>足りない分は財政調整基金を取り崩して補うというふうなことでございますので、15年まではこのような形で行けるんじゃないかというふうに思っております。</p> <p>あと修繕費の出し方が、予算の出し方というふうなことでございますが、一応ですね、大体今後どういう故障が考えられるというふうなことで、業者のほうから一応出て来るわけですね。まだ大きな金額です。</p> <p>しかしながらこの中でも絶対今年やっとならない部分というふうなことで、うちのほうで精査してですね、3億程度に今収めておるわけです。</p> <p>本来なら5億、6億というふうなことで業者は出てきます。しかしながら、まだ先送りできないかというふうなことで精査してですね、どうしても今年度やるべき修繕を予算化しておると。</p> <p>この中でもですね、ある程度見積りも取りますけれども、見積りそのままそっくりは上げておりません。ある程度削減できるんじゃないかというふうなことで、うちのほうである程度削減して予算化させていただいておるといふふうな状況でございま</p>

	す。以上です。
議 長	4番 村上百合子議員
4 番	<p>歳入のほうですね、先ほどもありましたが、使用料手数料の2款の手数料ですね、ごみの個人搬入の分で、業務用が個人用のように持って来られている業者がいるからということで、業務用と個人搬入の分を、料金を同じような体制でというようなご意見がありましたけれども。</p> <p>やっぱり業務用は営利目的なんですね。個人搬入の場合はやむを得ず持って来ているというのがありますので、その業務の方が持って来であるというのは厳しく取り締まっていたきたいと思います。料金を同じにするというようなことはですね、やっぱり問題がありますので、そのところは慎重に考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それから厳しい、業務用に、何回も持って来られてある、個人的には判断できないというようなことを今回初めて聞きましたけれども、そういうのが朝倉市なら朝倉市とか、各自治体に通達しているということですか。</p> <p>そういうことは私たち議員には何で事前に知らせていただけないんですかね、そういう問題は、この料金は前回のときもありましたけど、そういう内容はあんまり聞かなかったと思いますが。</p> <p>問題点があるということはしっかり解決のためにですね、私たち議員はいるんですから、しっかり件は出していただきたいと思います。</p> <p>それから、もう1つ歳出のほうでリサイクルプラザ運営費のことですが、これを民間委託に今回するというので、経費削減のためにそうされましたということですが、プラザを開いているんな方たちが抽選で頂いていますね。そのところが全体民間委託ということになったんでしょうか。</p> <p>そこに大勢の方が見えるのにはですね、この民間委託はどのような経歴で選ばれたのか、以前から経験が、こういうところに入出入りをしてある業者を選んであるのかどうかをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	事務局長
事務局長	<p>最初のごみ手数料の関係ですが、いろんな業者が来であるというふうなことで、私も4月にこちらに来まして、今までの問題点、そういう中で料金の統一等の要望があっているというふうなことで、議会でも話が出たと思います。</p> <p>そういうことで、なぜかというふうなことで見ると、やっぱり受付名簿を見るとですね、同じような人がずっと持って来であるわけです。個人で。</p> <p>要するに、自分のところのごみだと言われたらですね、我々は、この施設としては調査権はないわけですよ、もうそのまま受けるしかない。だから、おかしいから各市町村の担当課に連絡するわけですよ。そうすると、それで受けてくれというふうな指示があるわけですよ。</p> <p>しかし、これはやっぱり各市町村の皆さんの負担になるんですよと、業者が個人のものを持って来ればですね、50円で済みますけれども、これが150円に取ればですね、実際トン当たりで6万円ぐらいかかっているわけですよ、焼却すると。</p> <p>だから、その差額というのは住民が負担するわけです。この朝倉市の人が持って来たら朝倉市の人が負担をするというふうなシステムになっていますから、我々としては各自治体の職員の方にですね、こういう人が持って来ているけど大丈夫ですか、これで、個人の分として受け付けていいですかというふうなことで、今年から初めてですね、そういう名簿を各自治体に送って調査をしていただいているというふうなことです。</p> <p>だから、各自治体の職員がしっかりその辺は目を光らせてもらわないと、こちらで</p>

	お宅はだめですよということは。 だから、議会はそういう個人情報を渡すことはなかなか。
4 番	それは分かっていますから、いいですか、その関係ですから。
議長	4番 村上百合子議員
4 番	取り締まりをきちんとするというので、そういう状況が改善できなかつたら、月にこれぐらいで個人搬入は想定できますので、このぐらいにしますよとか、そういうことを規定を決めていけばいいじゃないですか。 依然と改善が全然できないままですね、という取り組みができてないんじゃないかなと思いますね。 料金を上げることだけが問題じゃないと思うんですよ。本当に個人搬入でもって、家庭のごみを持って来てる方もたくさんあって、一部の方がそういう人があるということ、ただ改善をするために私たち議員がいて、あなたたち執行部がいるんですから、業者が持って来る、家庭のごみはこれぐらい、最大でも家を崩してでもこれぐらいだろうと、ちょっと家の中の引っ越しとかするときにこれぐらいだろうと。 これ以上出る時は、だからこれぐらいでもう、月に2tぐらいしかだめですよとか、そういうふうな制限、同じ名前で作るんだっただけですね、そういう名簿は記入するでしょうから、そういうことをもう少し検討されたいかがでしょうか。
議長	事務局長
事務局長	それは無理です。 個人が自分のところの家を解いたり、何したりしたときにですね、かなり出るわけですよ。本当に家庭のごみと、そういう判断がなかなかうちのほうじゃつきません。 だから、また制限するというのもですね、これは条例か何かで決めることには難しいと思います。
議長	組合長
組合長	組合長としてお答えいたします。 先ほどのご意見、十分内部で検討いたしまして、幹事会等で協議いたします。併せてその結果等について、全協等で意見を求めると。そういった形で前進させたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	施設課長
施設課長	4番村上議員のほうから、2点目のご質問ですけれども、リサイクルプラザの業務委託の関係でございますけれども。 展示品とかをお渡ししているところはリサイクル工房という施設になります。ちょっと勘違いをされておられるんじゃないかなと思いますので。よろしいですか。
議長	他にございませんでしょうか。 3番 田中哲也議員
3 番	参考までにお尋ねしますが。 ここは録音か、速記か何かしてあるんですか。
議長	施設課長
施設課長	はい、議事録のほうはICレコーダーで録音をさせていただいております。
議長	5番 大庭きみ子議員
5 番	13ページの補償費の賠償金のところなんです、弥永区の補償費が5年間一括で650万支払いをされております。これは、いつまで続く補償費なんですか。そこら辺りの仕組みを教えてくださいたいと思います。 それと先ほど村上議員からの質問があつていました民間委託の分で、どちらが入札、どういうふうな、入札とかされていると思うんですが、どちらが受けられている

	<p>のか、その辺りの選別された業者を、選定された方法を教えていただきたいと思ます。</p>
議長	<p>施設課長</p>
施設課長	<p>13ページ、22節補償補填及び賠償金の弥永区の補償費の関係ですけれども、これにつきましては、施設当初から弥永区との約定の関係で、5年ごとに一括前払いということになっておりました。</p> <p>本来であれば年度ごとに毎年ということでお支払いをするべきじゃないかということで、次回の契約見直し時に協議を行って、その点については改善をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>いつまで支払っていくかという関係でございますけれども、約定書の中では25年供与ということで、そういうので支払うということになっておりますけれども、約定書の見直しが15年で見直しになっておりますので、その時点で協議を行わせていただいて、地元との協議の上でということにしたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>事務局長</p>
事務局長	<p>業務委託の業者をどのように選定されたのかというふうなことでございますが、まだ一応選定はいたしておりません。ある程度目星は付けておりますけれども、今、実際ごみ処理等をJFEのほうに委託しております。そこの関連が一番必要になってきます。ごみの受付も全部向うと連絡取りながら、どういうふうにごみを作るのかというふうなことでですね。だから、できればそういうJFEですかね、こちらと同じような業者になるのかなと。</p> <p>これはあくまでも入札をいたしますので、額的な面についてはですね、そういうふうな形で、一番ベターなのはJFEではなかろうかというふうな思っております。</p>
議長	<p>5番 大庭きみ子議員</p>
5番	<p>補償費の件は分かりました。5年一括支払いというのがですね、やっぱり5年ごとに負担が大きくなるので、その点の見直しをやったらいいと思います。</p> <p>それと、今の入札の件なんですけど、一応440万減額になるという想定がなされておりましたので、またその辺りは細かく打ち合わせをされてこの金額が出ているのかなと。まだ入札が決まってないということだったので、ちょっと不思議に思いましたが。民間委託することによって、何かサービスが低下するか業務が変わるとか、そういうことはしないのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局長</p>
事務局長	<p>全くですね、今仕様書を作っております。業務委託の仕様書を。</p> <p>全く今までと同じようにですね、うちのほうはしていただきたい。</p> <p>しかしながら、そこで改善する面があればですね、これは民間活力で内容は変えられる。サービスは低下してはだめですよというふうなことは、もう仕様書の中に十分条件として出してあります。それで、低下することはまずないというふうには思っております。</p> <p>どうして民間委託にしたのかということとは、もう言うまでもなく、職員増というのはちょっともう今の時代にあり得ないと。民間でできるものは民間でということ考え方を、そういう考え方で一応したわけでございますが、実際言って、民間でもですね、ひよっとしたら内容が変わってくる可能性はあります。</p> <p>今まで我々がやりよるとがベターだと、我々は思っていますけれども、実際民間にやってしまうと、いやこういうふうにした方がいいですよというふうなことで、改善される部分も今後出てくるんじゃないかというふうには思っておるところでございます。以上です。</p>

議 長	5番 大庭きみ子議員
5 番	その辺りの内容もしっかり吟味して、慎重に委託をお願いしたいと思います。 ここに440万と先ほど上げられた、減額になると上げられておりましたので、やっぱり本当にこれだけ減額になるのかですね。その辺りは今のお話でははっきり決ま ってないような状態だったので、その辺りは本当に精査していただきたいなと思いま す。本当にこの金額になるのか。
議 長	事務局長
事務局長	これはですね、うちがこのようにした場合にはどれくらいでできますかというふう なことで、向こうに試算していただいております。それで、これくらいであれば できますよと。 だから、その差が440万ですか、そういうふうな額が出たというふうなことです。
議 長	他に。 3番 田中哲也議員
3 番	ちょっとしつこいようですが、局長の答弁を聞くとですね、例えば目安、目星がつ いておるとか、それから民間から言われたら民間の言うとおりがよかったというよう な、もちろんそれはあると思いますけど、それは事務局のほうで勉強をしてもらって ですね、調査をしてもらって仕様書を作って、そして入札をかけるとか、そういうこ とをしてもらわんとですね、目星があるとか、それから民間が言うからこうしたとい うことは、私はそういうことはありえんと思います。 また、当初予算の時期でもあるしですね、またそれは十分、組合長さんもおられます ですけど、それはここで言う答弁では、私はないと思います。
議 長	組合長
組 合 長	あくまでですね、入札の基準、設計の基準、仕様書の策定の基準がございまして、 それに準じて進めてまいりたいと思っております。 特に、なかなか競争入札ができかねる事業もございましてですね、その部分につ いては十分に福岡県等と相談しながら、あるいは日環センター等とですね、十分資料 を収集しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第2号「平成25年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算 について」を、採決します。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第2号「平成25年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予 算について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び 管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	議案書の4ページをお願いいたします。

	<p>議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。</p> <p>甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を別紙のように改正する。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。</p> <p>簡潔に申し上げますと、国からの権限移譲により関係法律の改正がなされたことで、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるため、本組合の関係条例を改正するものでございます。</p> <p>5ページに改正する条例を掲載しておりますが、規定の関係条例に技術管理者の資格に関する条項を追加するものでございます。</p> <p>ちなみに現在本組合における技術管理者の数は6名で、該当する条文の項目としては、一番下の4号になります。</p> <p>附則で、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。</p> <p>以上で、条例改正についての説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、平成25年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を閉会します。</p> <p>閉会にあたり、組合長よりあいさつの申し出がっておりますので許可いたします。</p> <p>組合長</p>
組合長	<p>本日はすべての提案いたしました議案、承認、可決いただきましてありがとうございます。</p> <p>先ほどから議員それぞれからご意見をいただきました。十分内部で検討いたしまして、またそれぞれに提案させていただきたいと、このように思っております。</p> <p>執行にあたりましての皆様方のご協力をお願いいたしまして、私のあいさつといた</p>

	<p>します。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(11時19分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>